30生畜第1857号 平成31年3月29日

各地方農政局生産部長 北海道農政事務所生産経営産業部長 内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

和牛精液等の適正管理に関する指導の徹底について

和牛は、我が国において、家畜改良機関や生産者の長年の努力によって改良されて きた我が国固有の財産であるとの認識の下、生産者等による遺伝資源の輸出自粛に向 けた取組が行われてきたところです。

しかしながら、今般、和牛の精液及び受精卵(以下「和牛精液等」という。)が輸出検査を受けずに中国に持ち出され、中国当局において輸入不可として取り扱われた事案が確認されたところであり、我が国における和牛精液等の適正な流通管理の徹底が重要となっています。

このため、農林水産省では、(一社)畜産技術協会を通じて和牛凍結精液の流通・保管状況等に関するアンケート調査を実施するとともに、「和牛精液等の適正な流通管理の徹底について」(平成31年1月10日付け事務連絡)を発出し、各都道府県が所管する家畜人工授精所の確認を行っていただいたところです。

これらの結果を踏まえ、家畜改良増殖法(昭和25年5月27日法律第209号)に基づく和牛精液等の適正な流通管理に向けて、当面緊急を要する事項について、別添のとおり取りまとめましたので、管内都道府県に対する指導の徹底をお願いします。

1 家畜人工授精所の把握について

調査の結果、現時点で家畜人工授精業務を行っている家畜人工授精所の数は、全国で1,177か所であることが確認された。

今後、家畜人工授精所に対する指導及び周知を行うに当たり、家畜人工授精所の 稼働状況を正確に把握することは重要であることから、各都道府県において、毎年、 家畜人工授精所の稼働状況を農林水産省に報告すること。

なお、報告時期、報告様式等は別途連絡する。

2 家畜人工授精所の開設許可の整理について

調査の結果、既に家畜人工授精業務を実施していない家畜人工授精所が多数あることが確認された。

この場合、家畜人工授精所の開設許可の取消し等が必要であることから、各都道府県において、家畜人工授精所の開設許可権限について適切に運用すること。

3 畜産経営者における精液等の適正な管理について

調査の結果、家畜人工授精所における精液等の主な譲渡先は、畜産経営者が最も 多いことが確認された。

家畜改良増殖法では、家畜人工授精所の開設をしていない畜産経営者は、自らの 雌畜に利用することを目的とする場合を除き、精液等を保管することが認められて いない(「保管」の行為が、家畜改良増殖法上の「処理」に該当するため。)。

このため、自らの雌畜に利用すること以外の目的となる行為(他者に譲渡する、他者の雌畜に利用するなど)が行われることがないよう、各都道府県は家畜人工授精所を開設していない畜産経営者に対して指導を徹底すること。また、他者に譲渡するなどの行為が想定される者に対しては、速やかに家畜人工授精所の開設許可を申請するよう指導を徹底すること。

4 精液等の譲渡先の確認について

家畜人工授精所の開設をしていない畜産経営者は、自らの雌畜に利用することを 目的とする場合を除き、精液等を保管することが認められていない。

このため、家畜人工授精所が精液等の譲渡を行う際は、住所・氏名のみならず、 譲渡先が家畜人工授精所であることや雌畜を飼養している者であることについて確 認した上で譲渡するよう、各都道府県は指導を徹底すること。また、譲渡・譲受の 際には、家畜人工授精用精液証明書等の「譲渡・経由の欄」にその旨適切に記載す るよう、併せて指導を徹底すること。

5 上記以外の精液等の適正な流通管理については、「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」における議論等も踏まえ、国で更に検討していくこととしている旨、 ご承知おきください。